

住第 648-3 号
令和 4 (2022) 年 2 月 7 日

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部長 稲川 知法 様

栃木県県土整備部長 田城 均

関係団体・企業等の従業員等に対するマイナンバーカードの取得促進について (依頼)

日頃からマイナンバー (社会保障・税番号) 制度の推進及びマイナンバーカードの普及促進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードは、公的な身分証として本人確認を要する手続などで活用できるほか、昨年 10 月から健康保険証として利用開始され、昨年 12 月から新型コロナワクチン接種証明書 (電子版)を入手できるようになるなど、今後もその利活用場面が広がり、県民の利便性向上に大きく役立つものであります。

さらに、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につながるため、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント (1人当たり最大2万円相当)を付与する事業であるマイナポイント第2弾が始まりました。詳しくは別添パンフレットをご参照ください。

県では、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組として、市町が実施するマイナンバーカード出張申請受付のサポートを実施しており、県と関係の深い団体等に対し、出張申請受付に係る御協力等をいただきたいと考えております。

つきましては、企業・関係団体等の従業員等や御家族に対するマイナンバーカードの取得促進に取り組んでいただきたく、貴職におかれましては、貴団体員等への周知や出張申請受付に御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

栃木県県土整備部住宅課
宅地指導担当 吉浜
TEL 028-623-2488